令和5年1月23日第1回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである(22名)

1番 伊 芳 則 2番 山 田 真一郎 3番 増 田 誠 宏 5番 掛 田 勝 彦 6番 中 原 秀樹 7番 月 橋 寿 文 信 9番 村 惠美子 宍 戸 稔 8番 重 好 範 Щ 10番 11番 新 田 真 12番 藤 尚 一弘 13番 横 光 春 市 木 深由希 黒 14番 15番 靖 藤 井 憲一郎 鈴 木 治 16番 17番 弓 掛 元 18番 保 実 治 20番 竹 原 孝 剛 21番 齊 木 亨 22番 杉原 利 明 23番 新 家 良 和 24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである(2名)

4番 徳 岡 真 紀 19番 大 森 俊 和

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(24名)

市 長 福 出 誠志 市 長 本 昌 副 副 市 長 堀 Ш 亮 総務部長 細 美 健 経営企画部長 脇 有 子 地域振興部長 中 原 みどり 宮 野 福祉保健部長 花 市民部長 矢 美由紀 立 周 治 市民病院部事務部長 子育て支援部長 松 長 真由美 片 尚 光 子 産業振興部長併農業委員会事務局長 建設部長 中 廣 晋 Щ 和 宏 秋 平 水道局長 加 藤 伸 司 危機管理監 Щ 田 大 情報政策監 谷 E 育 隆 上 教 長 迫 田 範 教育次長 甲 斐 和 彦 君田支所長 影 Щ 敬 布野支所長 才 田 申 士 作木支所長 憲 司 曲 田 三良坂支所長 落 合 裕 子 三和支所長 細 美 寿 彦 監查事務局長供選挙管理委員会事務局長 甲奴支所長 杉 原 達 也 児 玉 隆

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(5名)

事務局長 池本敏 明 賀 博 範 次 長 克 議事係長 仁 彦 政務調査係長 原 石 田 和 也 政務調査主査 脇 坂由 美

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号		議案番号	件	名
第	1		会期の決定(1日間)	
第	2	報告第1号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	
		報告第2号	専決処分の報告について(損害賠償の	額を定めることについて)
第	3	議案第1号	令和4年度三次市一般会計補正予算(第10号) (案)

令和5年第1回三次市議会臨時会議事日程(第1号)

(令和5年1月23日)

日程番号		議案番号		件	名
第	1			会期の決定 (日間)	5
第	2	報	1	専決処分の報告について(損害	賠償の額を定めることについて)… 6
		報	2	専決処分の報告について(損害	賠償の額を定めることについて)… 6
第	3	議	1	令和4年度三次市一般会計補正	予算(第10号)(案)8

~~~~~~ () ~~~~~~

#### ——開会 午前 1 0 時 0 分——

○議長(山村惠美子君) 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

これより令和5年第1回三次市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、齊木議員及び杉原議員を指名いたします。

この際、御報告をいたします。本日の会議の欠席者として、大森議員、徳岡議員から一身上 の都合により欠席する旨、届出がありました。

以上で報告を終わります。

ここで、福岡市長から発言をしたい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。 (市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 福岡市長。
- **〇市長(福岡誠志君)** 皆さん、おはようございます。本会議に先立ちまして、私から行政報告を させていただきます。

去る1月10日、市内の養鶏場におきまして、本市では初めてとなる高病原性鳥インフルエンザが発生をいたしました。発生以降、広島県を始め、関係機関におきまして、国の指針に基づき、この養鶏場の防疫作業、移動制限や搬出制限区域の設定など、必要な措置が行われています。特に、今回の養鶏場につきましては、殺処分の対象が、1か所では県内で過去最多の約83万5,000羽に上り、本市におきましても、県の依頼に基づき、1月16日から職員の派遣を行い、また、県職員の派遣の増員や他市からの職員派遣により、予定より早い1月20日に殺処分が完了いたしたところです。引き続き、1月29日に全ての防疫措置が完了できるよう、職員の派遣を継続し、県と連携しながら取り組んでまいります。

今シーズンは全国的にも鳥インフルエンザが多く発生しており、鶏卵価格等、経済や流通に 与える影響が懸念されております。本市におきましても、こうした状況をしっかりと注視し、 県を始め、関係機関等と連携をして検討していきたいというふうに考えております。

また、明日より今期最強寒波の到来ということで、積雪等が見込まれ、または氷点下の冷え 込みになるといった予想も出されているところであります。水道管の凍結や対策、水や食料の 備えについては、今日中に準備、備えを頂きまして、明日からの最強寒波と言われるものに準 備をお願いしたいというふうに思っております。

本日は、令和4年度一般会計補正予算(第10号)(案)の議案1件を提案させていただくことといたしております。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げ、私からの行政報告に代えさせていただきます。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 日程第1 会期の決定

○議長(山村惠美子君) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第2 報告第1号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて) 報告第2号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)

○議長(山村惠美子君) 日程第2、報告第1号及び報告第2号専決処分の報告についての報告2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

**○副市長(堂本昌二君)** ただいま御上程になりました報告第1号及び報告第2号について、一括 して御説明申し上げます。

最初に、報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和4年10月19日に、三次市山家町619番地先、市道三次山家線の路上で発生した 道路横断溝グレーチングの跳ね上げによる車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った 結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたし ましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和4年11月10日に、三次市作木町光守10208番7地先、市道上作木森山線の路上で発生した落石による車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告2件につきまして御報告申し上げるものであります。

O議長(山村惠美子君) 質疑を願います。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 横光議員。
- ○13番(横光春市君) 報告第1号で道路の側溝のグレーチングの跳ね上げという報告でございますけども、これ、今期は12月定例会でも専決処分されているということがあります。多々あるんだろうというふうに思いますけども、既に補修というのはされていると思いますけども、グレーチングの跳ね上げというのが多くありますので、その跳ね上げ対策というものを取られているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

また、報告第2号の落石による車両物損事故でございますけども、議運の中で、落石防止対策をされているところであるというような報告があったように思うんですけども、それでも落石したということでありますが、その後の対策というのは取られているのか、取られないのか、どうなのかということをお伺いしたいというふうに思います。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 秋山建設部長。
- ○建設部長(秋山和宏君) まず、グレーチングの跳ね上げ対策でございますけども、今回の事故 も経年劣化によるグレーチングの変形による跳ね上げが起きたということでございます。やは りこのグレーチングについては、日々のパトロールとか市民からの通報、職員からの報告等に よって対策をしていくわけですけども、なかなか目視では判断がつかない場合がございます。 議員各位におかれましても、グレーチングの上を通って、少しでもかちっと音がしたというこ とであれば、小さいことでもいいのでまた御報告に御協力を頂ければということと、市民の皆 様にもしっかりその辺の情報提供を頂きたいというところでございます。

それから、落石対策ですけども、ここの現場については、のり枠によるのり面の保護は行ってありますが、高さが20メートル以上ある場所でございます。ですから、その上の状況を確認することが非常に困難な場所でございまして、落ちた落石を処分するというのはできますけども、上にまで上がって今回の現場を見ることができない場所でございます。これらの対応については、落石注意の看板の設置とかで注意喚起をすることが考えられます。

いずれにしても、落石の多い場所とかグレーチングの音がする場所とか、情報提供を頂きたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 横光議員。
- ○13番(横光春市君) グレーチングの経年劣化ということでありますが、よく横断側溝を見ると、グレーチングとグレーチングの間が離れておって、そこへタイヤが入って跳ね上げるんじゃないかということも予想されるわけですよね。ですから、グレーチングの盗難防止もありますし、危険防止もありますし、そういう面で、グレーチングを連結していくということも1つの対策になるんじゃないかというふうに思うんです。経年劣化だけでやるのか、跳ね上がったことによってグレーチングが壊れていくのかということがあろうと思うんです。そこらはよく研究をされて、対策を取っていただきたいというふうに思っております。

また、落石についてやっているので、その上ができないというのでは、また落ちるということがありますので、やはりここは調査をして対策をされるべきだと思うんですが、もし御意見があればよろしくお願いしたいと思います。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 秋山部長。
- **〇建設部長(秋山和宏君)** グレーチングの跳ね上げ防止としては、先ほど議員言われたとおり、 グレーチングの連結とかボルト締めとか、こういったところをできるところは対策は行ってい

きたいというふうに思います。

それから、落石の箇所については、そういった箇所は結構ございますし、また情報提供いた だきながら、確認ができるところはしっかり確認をしていきたいと思います。

○議長(山村惠美子君) そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告2件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第3 議案第1号 令和4年度三次市一般会計補正予算(第10号)(案)

〇議長(山村惠美子君) 日程第3、議案第1号令和4年度三次市一般会計補正予算(第10号) (案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

〇副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第1号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第1号令和4年度三次市一般会計補正予算(第10号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,275万7,000円を追加し、補 正後の総額を418億7,974万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

衛生費は、出産・子育で応援給付金事業4,275万7,000円を追加しようとするものであります。本事業は、妊娠期から出産・子育でまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援を行うとともに、妊娠届出時に5万円、出生後の面談時に5万円を給付し、妊婦・子育で世帯に経済的支援を行おうとするものであります。対象は、令和4年4月以降に生まれた児童及び妊娠届出をされた方、延べ約800件を見込んでいます。給付に当たっては、市ホームページ、SNSや市広報紙で周知を図るとともに、妊娠届出時や出生後の面談時に個別に説明を行います。

また、令和4年4月から令和5年1月末までの出生児、その間に妊娠届出をされた方については、1月下旬から順次、対象者に通知を行い、遡及して支払いを行う予定です。

申請受付は2月から開始する予定です。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、出産・子育て応援交付金2,913万4,000円を追加。

県支出金は、出産・子育て応援交付金681万1,000円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金681万2,000円を追加。

第2条繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおり、出産・子育て応援給付金事業について、令和5年度に繰り越そうとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上 げます。

○議長(山村惠美子君) 質疑を願います。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 藤岡議員。
- **〇12番(藤岡一弘君)** それでは、補正予算のところで3点ほど質問をさせていただきます。

まず1つ目なんですけれども、こちらは確認で、今回、面談終了後支給というふうになって おりますが、振込なのか、または現金なのか、それとも選べるのかというところを質問させて ください。

そして、2つ目なんですけれども、今回、面談終了後に支給というふうにあるんですけれど も、この面談、例えば出生届を出したときなのか、また改めて予約を取って面談を行うのかと いうところを確認させていただきたいと思います。

そして、最後、3つ目なんですけれども、こちらの面談におきましては各支所においても対応が可能なのかということ。

以上、3点質問させていただきます。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 立花福祉保健部長。
- ○福祉保健部長(立花周治君) まず1点目の応援給付金の交付の仕方ですが、振込なのか現金なのかというところですが、申請時に振込先の口座を伺いまして、口座のほうへの振込ということにさせていただく予定でございます。

それから、面談がいつ行われるのか。これは出生届の場合ですけれども、出生届が行われた ときではなくして、出生届後、約2か月後ぐらいに家庭訪問を行います。乳児訪問。その時点 で子供さんの生育の状況とかを見せていただきながら、そこで面談を行うということにしてお ります。

3番目の各支所でどうなのかというところですが、これは、面談を行うのは主に保健師のほうで行うということにさせていただいております。保健師も地域割りがございまして、担当の地域がございます。それぞれ家庭訪問をしたりする中で、本庁であったり、あるいは支所であるかもしれませんが、保健師が直接に面談を行うという予定をしております。

以上でございます。

○議長(山村惠美子君) ほかにございませんか。

(5番 掛田勝彦君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 掛田議員。
- ○5番(掛田勝彦君) この事業について1点だけ質問させていただきたいと思うんですが、この 事業スキームは国が制度設計されたものだと思いますが、本市におかれましては、既に数年前

から、出産、子育て、これは非常に先進的に力を入れて実践をされているというふうに私は捉えております。この事業を活用することで、本市の実態を照らし合わせながら、さらに具体的な事業効果、あるいは政策効果というものがあるのであれば、どういったものが期待できるのか、あるいはどういったものが考えられるのか、このことにつきまして1点質問させていただきます。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 立花部長。
- ○福祉保健部長(立花周治君) 議員のお話の中にもございましたが、本市の場合におきましては、 平成30年度から、広島県のモデル事業採択を受けて、県内の他市町に先行してネウボラみよし を開設して、妊娠前から妊娠、出産、子育て期まで、切れ目のない支援に取り組んでいるとこ ろでございます。そういった相談対応については、県内でもそうですけれども、大変本市の場 合は進んでいるという状況であると認識をしております。

これに併せて、この事業を行うことによって、相談のほうの充実はもとより、経済的な支援 を同時に行っていくというところで、併せて子育ての応援をしていくというところが影響、効 果として出てくると考えております。

〇議長(山村惠美子君) ほかにございますか。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 横光議員。
- ○13番(横光春市君) この予算について、妊娠と出産の人数を見てみると、ちょっと合わないなという、計算上どうしてもいけないなというふうに思うんですが、新年度も予算化をされるのかということをお伺いしたいということと、この事業においては要綱を定めて実施するのか。最後に、3点目として、このたびだけの予算なのか。こういう子育て支援というのは継続性というのが必要なので、来年度も、その次もというふうな継続性を持ったこの事業というのは推進していくのかということをお伺いしたいと思います。もしこのたびだけだったら、市長会において国のほうへ継続性というものを要望していくのか。そこの点についてお伺いしたいと思います。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 立花部長。
- **〇福祉保健部長(立花周治君)** この事業は新年度も予算化をする予定で今計画しております。

それから、要綱も国のほうから示されておりますので、市のほうとしましても、要綱を定めてこの事業を推進していくというところでございます。

それから、議員御指摘のとおり、このたびだけだと効果がないんじゃないかというところで、 国のほうも継続して行っていくというところで、今はそういう予定で示されておりますので、 市も継続して行っていく予定でございます。

〇議長(山村惠美子君) ほかに。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 新家議員。
- ○23番(新家良和君) 審査シートから3点ほどお伺いいたします。

まず、事業概要のところですけども、伴走型相談支援として、妊娠届時からの切れ目のない 相談支援とありますけども、これは現在のネウボラみよしの実施状況と具体的に何が変わるの か、今のネウボラをそのまま継続するという意味合いで記載されておるのか、その辺を伺いた いと思います。

2点目に、今回の給付金は、出産応援ギフトと子育て応援ギフト各5万円、これがセットになっておると理解するんですが、予算措置のところで、令和4年4月から令和5年1月の出生児については10万円となっております。それ以外のところは各5万円となっておるんですが、これから理解すると、出生児については、令和4年3月以前の妊婦について、合わせて10万円という考え方でいいのかどうか。

3点目は、出産・子育て応援ギフトのところの妊婦届出時、令和5年2月からとなっておりますが、これについては、今回の補正では2月、3月の2か月分のそれぞれの手当が記載されておるんですけども、先ほど、来年度も予算化するということについて答弁がございましたが、令和5年の4月以降に妊娠された方については来年度の予算で適用となるということで理解していいのか。もしそうであれば、この人たちの出生についてはどのようにお考えになるのか。以上、お願いいたします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 立花部長。
- ○福祉保健部長(立花周治君) まず1点目の伴走型支援でございますが、現在、先ほど御説明しましたネウボラみよし事業で、しっかりと寄り添った、ここで言う伴走型の支援が行われております。本市におきましては平成30年からその取組が行われております。この部分については、伴走型の相談支援という部分については、継続して、変わるところがございません。丁寧な相談支援を行っていくというところで、継続して伴走型の支援を行うというところです。これに併せて、経済的な支援を一緒に行っていくという事業でございます。

2つ目の、審査シートの中の10万円の部分ですね。出生児、昨年4月から令和5年1月までの10万円というものについては、議員御指摘のとおり、昨年4月以前に妊娠をされていた方、こちらについての妊娠届出分と出産時の面談分、合わせて10万円という考えでございます。

それと、3点目の令和5年4月以降に生まれた子供さんの予算でございますが、既に妊娠届をされておられる方の妊娠届出分は令和4年度の今回の補正予算の対象としてですが、出産後の子育て支援、審査シートにもございます子育て応援ギフト部分については、令和5年度で支給をしていくということになっております。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 新家議員。
- **〇23番(新家良和君)** 出生時10万円の支給については理解いたしました。

出産・子育て応援ギフトのうちの妊婦の届出、令和5年2月からというところについては、

令和5年2月、3月は今回予算化されておりますけども、4月以降の妊娠の届出については来年度予算で予算化するというのが先ほどの答弁だったと思うんですが、それに加えて、令和5年度の4月以降に妊娠した届けがあった人が出生したときは、その予算化についてはどのように考えられるのか。令和5年度で妊娠の届出をするということは、令和6年3月まで届出をすれば、これは該当するということで、その人が出産するとなると、令和6年度に入りますよ。そのときには予算化はどのようになるのか。その辺について聞きたかったんですが、もう一度お答えを頂きたいと。

それから、伴走型相談支援については、この事業概要のところに記載をしてあるので、今までのネウボラに加えて何か新しいことをされるのかと理解したんですが、そうじゃないと。今までの継続ということであれば、誤解を招くので、シートには記載されないほうがいいと思います。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 立花部長。
- ○福祉保健部長(立花周治君) 令和5年度中に妊娠届をされて令和6年に出産された場合については、令和6年度の出産のときの給付金というのは、この事業が続けば、令和6年度の予算に該当するものというふうに考えております。
- ○議長(山村惠美子君) 令和6年度の予算が確定ではないので、そういうお答えなんですね。
- ○福祉保健部長(立花周治君) 令和6年度の予算につきましてはまだ確定しておりませんし、5年度についても今から御審議を頂くことになるんですが、この事業が続けば、先ほど説明をしたような形になるように考えております。
- ○議長(山村惠美子君) それから、審査シートのそこのところは表記しないほうがいいという御意見、御指摘がありましたが。
- **○福祉保健部長(立花周治君)** 事業内容、事業概要の件の御指摘ですが、それぞれ事業について 紛らわしいところがないように、また十分精査して記入をしていきたいと考えます。
- ○議長(山村惠美子君) ほかにございますか。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 黒木議員。
- ○15番(黒木靖治君) 審査シートから1点お聞きします。

先ほどの説明の中で、子育て応援ギフトで、出生児1人当たり5万円、面談終了後2か月後と言われましたが、考えたくない、あってはならないことなんですけど、万が一死産の場合はこの5万円は支給されるのか。また、2か月後ですから、その間に何らか病気等の事情によって不幸にも亡くなられた場合、この5万円は支給されるのか、それとも、これは応援ギフトなので、生きておられない、言い方は悪いかもわからないですけど、死産ということで、されないのか、この点をお聞きします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 立花部長。

- ○福祉保健部長(立花周治君) 妊娠届出後に流産、死産となった場合でも、出産応援給付金というのは支給対象となります。また、お子さんが出生後になくなった場合、こういった場合も子育て応援給付金の支給対象となるというふうに要綱でなっております。その際、流産、死産、死亡の場合、相談窓口の紹介であるとか、また、妊娠12週を超えている場合は、出産育児一時金という制度もありますよといった御紹介であるとか、そういったところ、当事者の心情には十分配慮しながら、支援や情報提供をしてまいりたいと考えております。
- O議長(山村惠美子君) そのほか、ございますか。
 - (22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)
- 〇議長(山村惠美子君) 杉原議員。
- ○22番(杉原利明君) さっきの新家議員の質問で確認なんですけれども、国が令和6年度以降の予算をこの事業を継続せん、予算化せんかったら、令和5年度中に妊娠された方は5万円の出産応援ギフトだけで終わってしまうというケースもあるということなんですよね。令和6年に出産される方で、その事業を国がしてなかったら、出産応援ギフト、妊娠届出時だけで終わる方もいらっしゃるということなんですよね。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 立花部長。
- ○福祉保健部長(立花周治君) 現在示されております要綱につきまして、そこまで詳しいところが確認、読み取れませんので、対応についてはしっかりと今後調べて対応していきたいというふうに考えます。
- O議長(山村惠美子君)
 ほかにございますか。

 (24番 小田伸次君、挙手して発言を求める)
- 〇議長(山村惠美子君) 小田議員。
- ○24番(小田伸次君) ちょっとだけ聞かせていただきたいんですけど、事業概要のところで、全ての妊婦または乳幼児を養育する子育て世帯というふうに書いてあったので、頭の中がちょっと混乱しちゃったので教えていただきたい。一応、こういう対象者は、三次市に現住所がある方というふうな形で理解をしておったんですが、全ての妊婦というふうに書かれてたので、ということは、妊娠、出産に当たっては様々なパターンが考えられようかというふうに思います。この三次の病院で産んで、ここで子育てをするというのが普通の考えですけども、例えばよそで出産をして、よそでというのは市外で出産をして、三次の市内で子育てをする人ということもありましょうし、反対に、住所は三次以外ですけども、三次で出産するということもありましょうし、そういうところはどういうふうになっているのかなというのをお聞きしたい。面談終了後に支給という形になっていますけども、例えば面談をしたときに、今回のこの応援ギフトの対象にならない人というのは要はどういう方が考えられるのか、そういう対象外に

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 立花部長。

なる人はいないんですよということなのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

○福祉保健部長(立花周治君) 全ての妊婦というところでございます。基本的には、その自治体へ住所をお持ちの方は、お住まいの自治体でという考えであります。ただ、妊娠途中で引っ越しをされたり、転入をされてこられる方については、どこか1つの箇所で受けた場合には両方では受けられませんよというのはございます。どちらかの市や町で申請をして給付をしてもらうという格好になります。

面談後の対象にならないというところは基本的にないです。面談を済ませて申請を頂くと、 一応本人の意思表示を伺うようになっておりますので、支給は要らないよという方については 支給はいたしませんが、それ以外の方については全て面談後に支給をするということになって おります。

(24番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 小田議員。
- ○24番(小田伸次君) 1点だけ再度確認してみたいと思うんですが、先ほどというか、前の答 弁の中であったのかもわかりませんけども、令和4年4月1日以降ということですから、遡る わけですから、そこの、例えば令和4年4月1日に妊娠が、もしくは出産がという方に対して の遡り方、これは全て2月から通知をするというふうに答弁があったと思うんですけども、そ こで、まずは最初、そういった通知が行くというふうに理解してよろしいですね。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 立花部長。
- ○福祉保健部長(立花周治君) 妊娠届をされた方、それから出産をされた方全てこちらのほうで 情報を把握しておりますので、全て通知を行うというところから始めさせていただきたいとい うふうに考えております。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 福岡市長。
- ○市長(福岡誠志君) 今回の子育て応援給付事業につきましては、国の制度の下でスタートしたところでありますけれども、今後についての言及等もありましたけれども、やはり少子化というのは日本の国にとって大きな課題であるからこそ、こういった支援について国がかじを切ったものというふうに推測をしているところであります。今後、継続的にこういった支援が行われるよう、我々市長会としても、しっかりと国に対してそういった要請をしながら、継続的に子育て支援が国の施策としてしっかりとしたバックアップをしてもらえるよう、今後、継続的に要望していきたいというふうに考えますし、また、こういった給付であるとか、三次市も様々な子育て支援制度を行っておりますけれども、やはりこれまで行った支援制度がどういった成果が表れているのかといったことも検証しながら、今後の抜本的な子育て支援策に結びつけていきたいというふうに考えております。
- **〇議長(山村惠美子君)** そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により 委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。 討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号令和4年度三次市一般会計補正予算(第10号)(案)は原案のとおり可決されました。

以上で今期臨時会に付議された事件の審議は終了しました。

これにて令和5年第1回三次市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

——閉会 午前10時39分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年1月23日

三次市議会議長 山 村 惠美子

会議録署名議員 齊 木 亨

会議録署名議員 杉 原 利 明